

京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小規模な社会福祉法人等が、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築し、当該ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらに必要な合同研修や人事交流等の取組を推進することを目的とする事業の実施に要する経費の一部に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について（平成31年3月28日付け社援発0328第26号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙の小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱に規定する事業とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、補助事業の実施に当たり、本市が適当と認める団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業の対象となる補助対象経費は別表のとおりとする。

(補助上限額)

第5条 補助金の上限は、1事業者につき4,000千円を上限とする。

ただし、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について（平成31年3月28日付け社援発0328第26号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙の小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱3の（4）に掲げる事業に取り組む場合には、その立ち上げに際して、1のプラットフォームにつき1回に限り、3,200千円以内を加算できる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条に規定する補助対象経費と前条の補助上限額を比較して、少ない方の額とする。

2 前項で算出した補助金の額が生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付決定額を

上回る場合は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付決定額を限度とする。

3 第1項で算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 条例第9条の規定による申請は、京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 所要額調書(第2号様式)
- (2) 所要額明細書(第3号様式)
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の定款又は約款等の規約
- (5) その他補助事業の参考となる書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから14日以内に申請内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付の予定額を決定し、文書(第4号様式)により交付条件等を付して申請者に通知する。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が開始される日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(実績報告)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、補助事業を実施する年度の3月31日までに、京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

- (1) 実績額精算書(第6号様式)
- (2) 実績額明細書(第7号様式)

- (3) 補助対象経費に係る請求書及び領収書
- (4) 事業成果報告書

(交付額の決定及び通知)

第11条 条例第19条の規定による交付額の決定は、実績報告が到達してから14日以内に行い、その旨を文書（第8号様式）により申請者に通知する。

(仕入控除税額の報告)

第12条 補助金の交付後、団体が消費税及び地方消費税を申告し、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第9号様式)により市長に報告しなければならない。

なお、団体が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。また市長は、報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(その他)

第13条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

別表（第4条関係）

| 補助対象経費 |
|---|
| 補助事業の実施に必要な報償費，旅費，賃金，需用費（消耗品費，燃料費，印刷製本費，光熱水費，修繕料，食糧費），会議費，使用料，賃借料，役務費（雑役務費，通信運搬費，手数料），委託料，備品購入費（単価30万円以上の備品を除く），助成金 |

※ 補助事業を実施する年度に支出した経費に限る。

第1号様式（第7条関係）

京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付申請書

| | |
|-----------------|---|
| (あて先) 京都市長 | 年 月 日 |
| 申請団体の主たる事業所の所在地 | 申請団体の名称及び代表者の氏名 名称 代表者の氏名 電話 ー |

| | |
|--|--|
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。 | |
| 事業内容 | <input type="checkbox"/> 法人間連携プラットフォームの設置 <input type="checkbox"/> 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ <input type="checkbox"/> 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進 <input type="checkbox"/> 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進 <input type="checkbox"/> その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組 |
| 費用の総額 | |
| 交付申請額 | |
| 事業期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |

(添付資料)

- ・ 所要額調書（第2号様式）
- ・ 所要額明細書（第3号様式）
- ・ 事業計画書
- ・ 団体の定款又は約款等の規約
- ・ その他補助事業の参考となる書類

所要額調書

（団体名）

| 総事業費 (A) | 寄付金その他の 収入見込額 (B) | 差引事業費 (A)-(B)=(C) | 対象経費の 支出予定額 (D) | 基準額 (E) | 選定額 (F) | 補助所要額 (G) | 備考 |
|-------------|-------------------------|----------------------|-----------------------|------------|------------|--------------|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | | | |

（記入上の注意）

1. 「総事業費(A)」欄は、補助金交付申請書に記載の「費用の総額」の金額と一致すること。
2. 「対象経費の支出予定額(D)」欄は、所要額明細書に記載の金額と一致すること。
3. 「選定額(F)」欄は、「差引事業費(C)」、「対象経費の支出予定額(D)」、「基準額(E)」を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
4. 「補助所要額(G)」欄に、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

所要額明細書

団体名 _____

（1）支出

| 区 分 | 支出予定額 | 内 訳 | |
|----------------------------------|-------|------------------------------|-----|
| | | 項 目 | 金 額 |
| | 円 | 〔 支出予定額について算出基礎 を記載すること 〕 | 円 |
| 報 償 費 | | | |
| 旅 費 | | | |
| 賃 金 | | | |
| 需 用 費 | | | |
| （ 消耗品費 | | | |
| 燃料費 | | | |
| 印刷製本費 | | | |
| 光熱水費 | | | |
| 修繕料 | | | |
| 食糧費 | | | |
| | | 計 | |
| 会 議 費 | | | |
| 使 用 料 | | | |
| 賃 借 料 | | | |
| 役 務 費 | | | |
| （ 雑役務費 | | | |
| 通信運搬費 | | | |
| 手数料 | | | |
| | | 計 | |
| 委 託 料 | | | |
| 備品購入費 | | | |
| 助 成 金 | | | |
| ①対象経費の支出予定額(計) | | | |
| ②対象外経費 | | | |
| 対象とする経費以外のものの支出予定の 経費を計上すること。 | | | |
| 総 事 業 費 (①+②) | | | |

（2）収入

| 区 分 | 収入見込額 | 内 訳 |
|-----------|-------|-----|
| 寄付金その他の収入 | 円 | 円 |

第4号様式（第8条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付けで申請がありました京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金については、京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 交付の可否 交付 不交付（理由)

2 交付予定額 金 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、要綱第7条の規定に基づき申請された事業に関するもの以外に支出してはなりません。
- (2) 要綱第7条の規定に基づき申請された事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が開始される日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- (5) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。
- (6) 事業の実績報告は、事業を実施する年度の3月31日までに、京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実績報告書（第5号様式）により、本市に報告しなければなりません。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した機械、及び器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けない

でこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはなりません。

- (8) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあります。
- (9) 上記の各号のほか、この補助金は「要綱」に定める各条項に従って使用されなければなりません。
- (10) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の償還を命ずることがあります。

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第10条関係）

京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実績報告書

| | |
|-----------------|---|
| (あて先) 京都市長 | 年 月 日 |
| 申請団体の主たる事業所の所在地 | 申請団体の名称及び代表者の氏名 名称 代表者の氏名 電話 ー |

| | |
|---|--|
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、事業実績を報告します。 | |
| 事業内容 | <input type="checkbox"/> 法人間連携プラットフォームの設置 <input type="checkbox"/> 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ <input type="checkbox"/> 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進 <input type="checkbox"/> 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進 <input type="checkbox"/> その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組 |
| 費用の総額 | |
| 交付決定額 | |
| 事業期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |

(添付資料)

- ・ 実績額精算書（第6号様式）
- ・ 実績額明細書（第7号様式）
- ・ 補助対象経費に係る請求書及び領収書
- ・ 事業成果報告書

実績額精算書

（団体名）

| 総事業費 (A) | 寄付金その他の 収入 済 額 (B) | 差引事業費 (A)-(B)= (C) | 対象経費の 支出 済 額 (D) | 基 準 額 (E) | 選 定 額 (F) | 補 所 要 助 額 (G) | 既 決 交 定 付 額 (H) | 差 引 補 助 所 要 金 額 (G)-(H)= (I) | 備 考 |
|-------------|--------------------------|-----------------------|------------------------|--------------|--------------|---------------------|--------------------------|------------------------------------|-----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | | | | | |

（記入上の注意）

1. 「総事業費(A)」欄は、実績報告書に記載の「費用の総額」の金額と一致すること。
2. 「対象経費の支出済額(D)」欄は、実績額明細書に記載の金額と一致すること。
3. 「選定額(F)」欄は、「差引事業費(C)」、「対象経費の支出済額(D)」、「基準額(E)」を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
4. 「補助所要額(G)」欄に、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

実績額明細書

団体名

（1）支出

| 区 分 | 支出済額 | 内 訳 | |
|--|------|----------------------|-----|
| | | 項 目 | 金 額 |
| | 円 | 〔実績額について算出基礎を記載すること〕 | 円 |
| 報 償 費 | | | |
| 旅 費 | | | |
| 賃 金 | | | |
| 需 用 費 | | | |
| （ 消耗品費 | | | |
| 燃料費 | | | |
| 印刷製本費 | | | |
| 光熱水費 | | | |
| 修繕料 | | | |
| 食糧費 | | | |
| | | 計 | |
| 会 議 費 | | | |
| 使 用 料 | | | |
| 賃 借 料 | | | |
| 役 務 費 | | | |
| （ 雑役務費 | | | |
| 通信運搬費 | | | |
| 手数料 | | | |
| | | 計 | |
| 委 託 料 | | | |
| 備品購入費 | | | |
| 助 成 金 | | | |
| ①対象経費の支出済額(計) | | | |
| ②対象外経費 <small>対象とする経費以外のものの経費を計上すること。</small> | | | |
| 総 事 業 費 (①+②) | | | |

（2）収入

| 区 分 | 収入済額 | 内 訳 |
|-----------|------|-----|
| 寄付金その他の収入 | 円 | 円 |

第8号様式（第11条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付額確定通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金については、年 月 日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第9号様式（第12条関係）

京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金における
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

| | |
|-----------------|---|
| (あて先) 京都市長 | 年 月 日 |
| 申請団体の主たる事業所の所在地 | 申請団体の名称及び代表者の氏名 名称 代表者の氏名 電話 ー |

| | |
|---|-------|
| 京都市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、報告します。 | |
| 補助金交付決定日 | 年 月 日 |
| 補助金交付決定通知書番号 | 第 号 |
| 報告対象年度 | 年度 |
| 補助金額 | 円 |
| 消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税及び地方消費税額 に係る仕入控除税額 (要補助金返還額) | 円 |

(添付書類)

- ・ 消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- ・ 消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等